

◎佐賀県条例第16号

佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例

佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u>をいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含むものを除く。）を除く。</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含むものを除く。）を除く。</u></p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、<u>図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）</u>で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別するこ</u></p>

改正前	改正後
<p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 公文書 実施機関（議会にあっては議長。第3条、第11条、第42条、第44条及び第46条を除き、以下同じ。）が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。</p> <p>(7) 略 （収集の制限）</p>	<p><u>とができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(2) <u>個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。</u></p> <p><u>ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの</u></p> <p><u>イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 公文書 実施機関（議会にあっては議長。第3条、第11条、第42条、第44条及び第46条を除き、以下同じ。）が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。</p> <p>(8) 略 （収集の制限）</p>

改正前	改正後
<p><b>第7条 略</b></p> <p>2 実施機関は、<u>思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</u>を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略 (開示義務)</p> <p><b>第14条</b> 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開示請求者（前条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第18条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）<u>で開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p>	<p><b>第7条 略</b></p> <p>2 実施機関は、<u>本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報</u>を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略 (開示義務)</p> <p><b>第14条</b> 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開示請求者（前条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第18条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）<u>であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれ</u></p>

改正前	改正後
<p>ア～オ 略  (3)～(10) 略  (利用停止請求権)</p> <p><b>第25条</b> 何人も、自己の個人情報の取扱いが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第7条第2項及び第3項の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第1項及び第2項若しくは第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、第10条第3項の規定に違反して保有されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>のあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。  ア～オ 略  (3)～(10) 略  (利用停止請求権)</p> <p><b>第25条</b> 何人も、自己の個人情報の取扱いが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第7条第2項及び第3項の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第1項及び第2項若しくは第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、第10条第3項の規定に違反して保有されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、規則で定める日から施行する。  
(佐賀県情報公開条例の一部改正)
- 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(公文書の開示義務)</p> <p><b>第6条</b> 実施機関は、前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）<u>で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u>又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(3)～(9) 略</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p><b>第6条</b> 実施機関は、前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）<u>であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u>又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(3)～(9) 略</p>